

# 広報 あんななか

2015  
(平成27年)

4/1

vol.109



## 鬼をやっつける

2月3日(火)の節分の日に、市内各所において、鬼が現れました。原市保育園では、園児が鬼を退治して園を守ることに成功しました。その後は鬼と仲直りをして綱引きを行うなど、楽しく一緒に遊びました。

## 主な内容

- P2 児童・福祉手当のご案内
- P3 在宅訪問理美容サービス
- P5 野生動物の生態と被害を防ぐ

# 児童・福祉手当のご案内

市では次のとおり、児童・福祉の手当てを支給しております。支給要件を満たして、まだ申請していない人は手続きをしてください。

## 児童手当

困子ども課子ども育成係（☎内線1164）  
松保健福祉課福祉子ども係（☎内線2153）

15歳の誕生日以降最初の3月31日までの、日本国内に居住する（海外留学を除く）児童を養育している人

手当ての支給は原則として申請の翌月分から開始します。また、受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

- 受給者または支給対象児童が住所を変更したとき
- 養育する児童に増減があったとき
- 児童を養育しなくなったとき など

※手続きが遅れると手当てが受給できない月が生じたり、受給した手当てを返還していただくことがありますのでご注意ください。

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

※現在、手当てを受給している人は6月に現況届が必要となります。

## 児童扶養手当

困子ども課子ども育成係（☎内線1161）  
松保健福祉課福祉子ども係（☎内線2153）

18歳の誕生日以降最初の3月31日（政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満）までの児童を養育している父または母、父母に代わって養育している人で、次の項目に1つでもあてはまる人

- 父母が離婚 ○父または母が死亡 ○父または母が重度の障害（国民年金1級程度）
- 父または母の生死が不明 ○父または母から引き続き1年以上遺棄
- 父または母が裁判所よりDV保護命令を受けている
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- 未婚の母の子（父から認知された児童も対象） ○父母ともに不明（孤児）

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は、手当てが支給されません。

※現在、手当てを受給している人は8月に現況届が必要となります。

## 特別児童扶養手当

困子ども課子ども育成係（☎内線1161）  
松保健福祉課福祉子ども係（☎内線2154）

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の人を養育する父母、または父母に代わって養育している人

次の条件に該当する場合には、手当てが支給されません

- 児童福祉施設などに入所している場合
- 障害のある児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できる場合

※現在、手当てを受給している人は8月に所得状況届が必要となります。

## 障害児福祉手当

困福祉課障害福祉係（☎内線1159）  
松保健福祉課福祉子ども係（☎内線2153）

在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時介護を要する20歳未満の人

※特別児童扶養手当と併せて受給できます。

## 特別障害者手当

困福祉課障害福祉係（☎内線1159）  
松保健福祉課福祉子ども係（☎内線2153）

在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時特別の介護を要する20歳以上の人

※障害を事由とする障害基礎年金などと併せて受給できます。

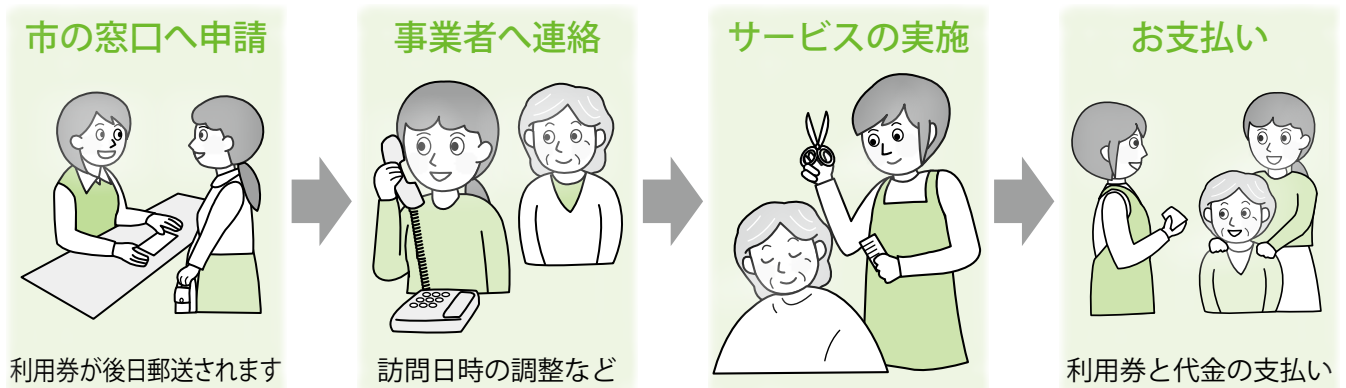




# 在宅訪問 理美容サービス

このサービスは、理・美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者や障害者に対し、自宅を訪問して理・美容のサービスを受けた際に、訪問に要する経費の一部を市が助成するものです。

## ご利用の流れ



<b>対象者</b>	<p><b>【高齢者の場合】</b> (①か②どちらかに該当)</p> <p>①65歳以上の在宅高齢者であり、要介護認定における要介護度が4または5の認定を受けている人</p> <p>②65歳以上の要介護認定を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者がいる場合であっても高齢や障害のために支援が得られない人</p> <p><b>【障害者の場合】</b> (①か②どちらかに該当)</p> <p>①障害者手帳の交付を受けている在宅障害者であり、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害者の1級または2級の人</p> <p>②重度の障害者手帳の交付を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者がいる場合であっても高齢や障害のために支援が得られない人</p>								
<b>利用券</b>	<p>申請により利用の決定を受けた対象者には、1年度に4枚を限度とした利用券を後日郵送します。ただし、申請した月により交付する利用券の枚数が減少します。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr><td>4～6月申請</td><td>4枚</td></tr> <tr><td>7～9月申請</td><td>3枚</td></tr> <tr><td>10～12月申請</td><td>2枚</td></tr> <tr><td>1～3月申請</td><td>1枚</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用券は、1回のサービスにつき1枚が使用できます。</li> <li>●利用券の有効期限は、交付を受けた年度の末日までです。</li> <li>●対象者本人以外の方が利用券を使用することはできません。</li> </ul>	4～6月申請	4枚	7～9月申請	3枚	10～12月申請	2枚	1～3月申請	1枚
4～6月申請	4枚								
7～9月申請	3枚								
10～12月申請	2枚								
1～3月申請	1枚								
<b>サービス</b>	<p>事業者（本事業の協力理・美容店）が自宅を訪問してサービスを実施します。申請者は、利用券を受領したあと、事業者との連絡調整が必要になります。なお、サービスの実施中は立会者が必要になります。</p>								
<b>助成額</b>	<p>利用券1枚で利用料金から3,000円が差し引かれます。なお、利用料金の残金は実費負担となります。</p>								
<b>申請窓口</b>	<p><b>【高齢者の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 困介護高齢課高齢者対策係 (☎内線 1 1 8 1)</li> <li>● 松保健福祉課健康介護係 (☎内線 2 1 5 2)</li> </ul> <p><b>【障害者の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 困福祉課障害福祉係 (☎内線 1 1 5 9)</li> <li>● 松保健福祉課福祉子ども係 (☎内線 2 1 5 4)</li> </ul>								

※詳細は各担当部署までお問い合わせください。

# 日帰り人間ドック募集のおしらせ

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

## 年に一度は健康チェックを

市では、安中市国民健康保険の被保険者および市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「日帰り人間ドック」を実施します。ご希望の人は、次によりお申し込みください。



なお、この人間ドックを受診すると、「特定健康診査（後期高齢者健康診査）」を受診したことになります。40歳以上75歳未満の人で内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に該当すると判定された人には、後日、特定保健指導利用券と利用案内をお送りしますので、必ず、特定保健指導を受けてください。

### 対象者

① 国民健康保険人間ドック：昭和55年3月31日以前に生まれた安中市国民健康保険加入者で、国民健康保険税を完納している世帯の人（1世帯2人まで）

② 高齢者人間ドック：市内に住所を有する後期高齢者医療制度加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している人

※①・②ともに平成27年4月1日現在で該当している人が対象。

自己負担金▼14,000円  
（検診費37,600円—市助成23,600円）

※医師が必要と認めた場合、眼底検査を実施しますが、自己負担金は同じです。

※50歳以上の男性については、人間ドック負担金とは別に500円（70歳以上は無料）を負担していただくと同立腺がん検診が同時に受けられます。

### 受診期間

6月1日（月）～11月30日（月）

※40歳未満の人・75歳以上の人は12月まで。

### 検診機関

▼下表のとおり

### 受付場所・期間

○安中保健センター1階・窓口民課  
4月14日（火）午前10時～午後6時  
○困国保年金課・窓口民課  
4月15日（水）～23日（木）  
午前8時30分～午後5時15分  
（土・日曜日を除く）

※受付期間を過ぎると申し込みができませんのでご注意ください。

### 受付時に持参するもの

国民健康保険人間ドック・高齢者人間ドックとともに受診する人の保険証・印鑑

### 注意事項

検診費助成が決定した人でも、検診日当日までに、安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、受診できません。

安中市国民健康保険特定健康診査または後期高齢者健康診査との重複受診はできません。万一、重複受診した場合には、特定健康診査または後期高齢者健康診査の費用を全額負担していただきます。

## 平成27年度安中市人間ドック実施協力医療機関

医療機関名	住所	電話番号
アミヤ医院	原市1431-3	385-1511
有坂内科医院	安中1-29-1	381-0485
公立碓氷病院	原市1-9-10	385-8221
櫻井内科医院	郷原130-5	385-8551
正田病院	安中1-16-32	382-1123
須藤病院	安中3532-5	382-3131

医療機関名	住所	電話番号
田口医院	松井田町松井田372	393-1731
藤巻医院	松井田町松井田556	393-1324
堀口医院	安中2-9-15	381-0229
本多病院	鷺宮205-1	382-1255
松井田病院	松井田町新堀1300-1	393-1301
みやぐち医院	原市3875	384-1126

(50音順)

問合せ▶困国保年金課国保係（☎内線1113）・窓住民課税務保険係（☎内線2160）

# 野生動物の生態と

## 被害を防ぐ

市では、平成26年4月から11月の狩猟解禁までの間に有害鳥獣駆除隊の協力を受け、野生動物を有害鳥獣駆除として捕獲しました。これから暖かくなるにつれ、野生動物の動きが活発化してきますので、農作物の被害や住民の皆さんの安全のためにも次のことにご注意ください。

### 被害を防ぐには

#### ① 野生動物が近寄らない環境を作る

人間にとって商品価値のないものや、くず野菜や生ごみなどでも野生動物にとっては立派な食料です。そういったものを自宅の敷地内などに放置したり、食べられるような所に置かないよう心がけることが大事です。また、ごみステーションにごみを出す際も回収日の朝に出してください。

野菜、果樹類などの収穫後は、枝を切って新たな実がでないよう放すことや、畑の隅などへの放

置果樹も無くしてください。犬や猫などの餌も野生動物を引き寄せる要素のひとつです。食べ残しの餌などは速やかに片付けてください。

#### ② 野生動物を近づけない

ハクビシンやアライグマなどは、知らぬ間に人家の屋根裏や物置に住み着いていることがあったり、イノシシなどは人家付近の耕作放棄地などが絶好の住み家となります。普段から適切な管理を心がけることが重要です。

夕方から早朝にかけては活動が活発になります。冬期は特に暗くなるのが早いので外出の際は懐中電灯や音の出るものを携帯しましよ

う。  
また、むやみに威嚇することは大変危険な行為です。出会ってしまった際には速やかにその場を離れてください。

#### ③ 有害鳥獣被害減少への協力をお願い

現在、市では狩猟期間外において有害駆除隊の皆さんの協力により、適正な捕獲を行っているところですが、有害駆除期間内での捕獲檻などの設置場所など、ご理解・ご協力をお願いいたします。駆除だけではどうしても完全な被

害の減少という訳にもいかず、捕獲檻設置場所などにも安全上制限がある場合も想定されるため、住民の皆さんでの自己防衛もお願いいたします。また、農作物被害に対する防除資材補助制度もありますので購入前にご相談ください。

平成22年度の制度改正により狩猟免許所有者（わな猟）の申請において、自己所有の農地および管理地に限り捕獲檻での捕獲申請が狩猟期間以外でもできるようにになりました。また狩猟免許取得に関する補助制度もありますのでお問い合わせください。

#### 有害鳥獣捕獲頭数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イノシシ	358	457	356	445
アライグマ	47	105	114	167
ハクビシン	80	129	129	144
ニホンザル	20	29	17	12

#### イノシシ ～餌を求めてどこまでも～

野生の寿命は10～15才。子どもを春に産み栄養状態がよければ非常に繁殖力が高くなります。非常に頭がよく、学習能力は犬なみ。音、光、においにはすぐ慣れます。夜行性ではないのですが、とても臆病であるため、人のいない夜間に活動します。

耕作放棄地や、遊休農地は絶好の住み家です。山に居場所がないからイノシシは来るのではありません。里に美味しいものがあるから来るのです。

#### アライグマ・ハクビシン ～人間の身近に生息～

イノシシと同様に子どもを春に産み、廃屋や倉庫、まれに人家の屋根裏などに住み家を作る。

主に夜行性で手先が器用であるため、防護柵などでは防ぎきれない場合もあります。食性は雑食性で人間の食べるものであればほとんどのものを食べます。

問合せ ▶ 農林課 政係 (☎内線 2618)



# 納期内納付へのご理解ありがとうございます

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

本市においては、大多数の皆さんが納期内に納付してくださっています。納期内に納めない人がいると、財源不足となり住民サービスに支障をきたすことになるうえ、納期内に納付している人との公平性を欠くこととなります。市税の納め忘れのないよう、皆さんのご協力をお願いします。

## ◎便利で確実な口座振替をおすすめします

「口座振替（自動払込）」は皆さんが指定した預貯金の口座から、市税・保険料などを自動的に振り替えて納付するものです。一度申し込みすると、毎年自動的に引き落としになるため、納め忘れがなく安全確実に納期限日に納付できます。

納付のために出かける時間が省けますので、日ごろお忙しく時間の取れない人や、納付場所まで行くことが困難な人には、とても便利で安心できるシステムです。

## ◎口座振替ができる市税など

市県民税（普通徴収）、固定資産税、

軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、下水道使用料、保育料、学校給食費、秋間みのりが丘地域し尿処理施設使用料

## ◎口座振替ができる金融機関など

群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）※ゆうちょ銀行については、学校給食費の自動払込（口座振替）の手続きはできません。

## ◎はがきでも口座振替（自動払込）の申し込みができるようになります

必要事項を記入・押印して申し込みはがきを貼り合わせ、ポストに投函するだけでいつでも申し込みができますので、ぜひ口座振替（自動払込）をご利用ください。

取扱金融機関	対象税目
群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※はがきによる口座振替（自動払込）の申し込みの場合、みずほ銀行は対応していません。また、金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口には提出できません。

## 事業主は、個人の市県民税について、特別徴収の手続きを

### ◎特別徴収とは

納税義務者である従業員が納付すべき市県民税を、給与支払者である事業主が毎月給与の支払時に給与から天引きし、市に納付する制度です。給与から所得税を源泉徴収している事業主は、市県民税を特別徴収することが義務付けられています。なお、年度の途中からでも特別徴収に切りかえることができます。

【例】1年間に12万円市県民税を納付しているAさんの場合

普通徴収	特別徴収
3万円ずつ4回の納期限ごとにAさん自身が納付する。	Aさんの毎月の給料から1万円ずつ天引きされ、事業主が納付する。

## ◎事業主の負担にも配慮されます

特別徴収は、市から通知した税額を従業員の給与から天引きしていただきます。所得税のように毎月税額

を計算したり、年末調整する必要はありません。

## ◎申し込み方法

特別徴収届出書を提出するだけで手続きできます。届出書は市のホームページから印刷できます。困り税務課または困住民課にお申し込みください。

## 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

## ●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
4月30日(木)	午後8時まで	困り納課

問合せ▶困り納課収納整理係（☎内線1084）



# 男女共同参画推進委員会

平成26年度男女共同参画に関する作文 入選作品

高校生・一般の部 優秀賞

役割分担の「その先」へ

島田 直弥 (安中地区)

男女共同参画社会基本法が施行され、15年が経とうとしている。この15年間、ほとんどもを生徒や学生として過ごし、社会人として過ごしたのは2年程であるが、小学生時代と今の社会のイメージを比べると、大きな変化があるように思う。

この男女共同参画は、法令で定められて行われるものではなく、ごく当然のように行われなければならない。しかし、15年前は男女の役割が会社や家庭で固定されていた。これは、個人の資質に関係なく性別だけで一定の線引きを行うことが、当時の人々に根付いていたのだと思う。この過去の状況と比較すると、現在の社会に至るまで、個人の資質を性別に関係なく認識されるよう、さまざまな取り組みがなされてきた。その内の一つが家庭内活動の平等な分担である。

家事は女性がやるという考えは非常に古いもので、現代では男性が共に行う姿勢を持つことが一般的である(また、そうでなければならぬ)。個人の資質を最大限活かすためには、男女お互いの協力と理解が必要だからである。これを実現するために、女性が担っていた家庭内活動を男女平等に行うべく、「役割分担」を決めている家庭が多いのではないだろうか。この役割分担は、仕事量の平等や、今まで家事などしなかった男性ができる範囲

## 第49回

から家事に取り組むために重要である。しかし、役割分担により家庭内活動の一部を行うようになり、男女共同参画がなされていると錯覚し、さらなる共同参画への取り組みや学習が停滞してしまっているのではないだろうか。

個人の資質を活かすことは、家庭はもとより地域や国を豊かにする。このために私達は日々試行錯誤を行っているが、さらに男女共同参画を進めるためには、役割分担の「その先」が必要なのではないだろうか。この15年間で男女それぞれが協力し、担える活動を分担して行うようになってきた。これは一つの大きな進歩であるが、これが最善であるとはいえない。これからは「分担を意識しない共同活動」が重要である。これは現在行っている役割分担から一歩前進した姿である。お互いの活動に対して積極的に関心を持ち、分担という隔てを取り除き、家庭内活動という一つの大きい営みに対して男女が協力し担っていくものである。本来の男女共同参画の姿はこのようなものではないだろうか。

日本の男女共同参画社会はまだ発展途上である。しかし、15年間で確実に変化している。次の段階へ進むためには再び長い年月がかかるだろうが、少し先、現状のその先を考え、男女が互いに理解しあい、少しずつ積み重ねていくことが重要なのではないだろうか。さらに個人の資質を活かせる社会へ発展するため、日々努力していきたい。

### 問合せ▼

困企画課女性政策係 (☎内線1021)

## 消費生活センターからのお知らせ

楽しくて通いつめ・・・

健康食品に2,000万円

### 催眠商法の手口

空き店舗などを短期間の会場として使い、講習会などと称して人を集め、健康に関する情報提供をしながらサロンのような雰囲気を作り、最終的に高額な健康食品などを契約させる手口です。



### 【事例】

隣人に誘われ、健康の話をしてくれる期間限定の健康食品の店に行った。そこで友だちもでき、楽しくて毎日のように通っていた。店長も優しく接してくれ、孫のようにかわいかったので、店長のためと思い健康商品などを買い続けた。これまでに2,000万円ほど購入した。

### 【ひとことアドバイス】

☆一度通い始めると、店の楽しい雰囲気になつたり、店員と親しくなつたりして通いつめ、気づいたら大金をつぎ込んでいたということが少なくありません。「無料」「格安」などと勧誘されたり、知り合いに誘われたりしても出向かないようにしましょう。

資料提供・独立行政法人国民生活センター

### 【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日(祝日を除く) 午前9時〜午後4時

問合せ▼安中市消費生活センター(☎382-2228)

# 催し物 ガイド

(3月13日現在の情報です。  
詳細はお問い合わせください。)

## 松井田文化会館

## 安中市文化センター

今月のピックアップ

今月のピックアップ

### 平成27年度の催し物について

松井田文化会館・松井田公民館では平成27年度自主事業として、映画、コンサート、バラエティなどを実施する予定です。たくさんの市民の皆さんに楽しんでいただけるよう年間を通して各年齢層向けにいろいろな催し物や、各種講座、教室などを企画していきたくと考えています。

詳細については「広報あんなか」や「チラシ」、「ホームページ」などでお知らせしていきます。

どうぞ今年度も松井田文化会館の催し物、公民館講座にご期待ください。皆さんのご来場をお待ちしています。



#### 4月1日から5月15日までのスケジュール

大ホール	ファミリー映画会「プレーンズ」 4月4日(土) 13:30~15:30 入場:無料(先着468人) 問合せ:生涯学習課 萩原(☎内線2245)
小ホール	スプリングコンサート 4月11日(土) 14:00~15:00 入場:無料 問合せ:安中市立松井田東中学校(☎393-1122) オカリナ・ギター・ハーモニカコンサート 4月12日(日) 13:00~ 入場:500円 問合せ:高橋(☎0274-63-4445)
問合せ	松井田文化会館 ☎393-4400 午前8時30分~午後5時15分の間 休館日はP14をご確認ください

### 平成27年度「市民の茶席」

伝統文化を多くの皆さんに触れていただく一環として、西毛茶道会のご協力により、「市民の茶席」を開催しています。茶道未経験の人もお気軽にご参加ください。

時間▶午前10時~午後3時

参加費▶無料

申込▶不要

月	日	曜日	場所	流派
4	18	土	文化センター 2階 茶室	表千家流
6	20	土		江戸千家
10	17	土		裏千家
11	未定	土 日	安中体育館	江戸千家 煎茶道東阿部流
12	19	土	文化センター 2階 茶室	表千家流
2	13	土		江戸千家
3	未定	土		大日本茶道学会

※11月は市民展、2月はスプリングフェスティバル、3月は早春フェスティバルと同時間開催です。

#### 4月1日から5月15日までのスケジュール

ホール	安中地区敬老会 4月16日(木) 9:30~12:00 入場:関係者 問合せ:安中公民館(☎382-7641) 静塔会 発表会 4月19日(日) 11:30~16:30 入場:無料 問合せ:静塔会(☎381-1321) 群馬大正琴友の会 安中支部「すてきな仲間コンサート」 4月26日(日) 13:00~15:30 入場:無料 問合せ:群馬大正琴友の会安中支部(☎381-2107) 第17回 安中市西毛地区高校演劇祭 5月3日(日・祝) 10:00~16:30 入場:無料 問合せ:新島学園中学校高等学校演劇部 大嶋(☎090-8852-4315)
学習室など	市民パソコン教室 4月2、4、9、11、16、18、23、25、30日(木、土) 5月14日(木) 13:30~15:30 会場:2Fパソコン室 入場:無料 図書読み聞かせ 4月25日(土) 14:00~15:00 会場:図書館幼児コーナー 入場:無料 問合せ:安中市図書館(☎381-0529)
問合せ	安中市文化センター ☎381-0586 午前8時30分~午後5時15分の間 休館日はP14をご確認ください





# 4月からふるさと学習館の 常設展示が新しくなりました



## 考古資料の展示を一新しました。

安中市の南部に広がる横野台地から出土した  
装飾あふれる縄文土器が、新しく加わりました。



特別展示として、西野牧小山平遺跡で発見された  
石棒製作工房跡の資料を展示しています。

市内で調査された埴輪、古代の二彩小壺など、  
全国でも珍しい出土品を増やしました。



## GAKUSHUUNO-MORI, テーマ展示も充実しました。RENEWAL OPEN!!

安中藩出身の教育者・新島襄、養蚕と安中市、安中市の文学などそれぞれのテーマにそった  
展示をしています。



平成26年度  
「文化財愛護ポスター」  
優秀作品(敬称略)  
島田 健史(松井田南中3年)

春季企画展 安中市学習の森ふるさと学習館春季企画展

鷺宮咲前神社太々神楽 奉納 200 年記念

## 「咲前神社太々神楽展」

鷺宮咲前神社に伝わる太々神楽(安中市指定重要無形  
文化財)は平成27年に奉納200年を迎えました。

これを記念し、市内に残る希少な伝統芸能の一つである  
太々神楽について、より多くの人に興味をもってもらうため  
企画展を開催します。

会 期

平成 27 年 4. 25 (土) - 6. 22 (月)

講演会

「咲前神社太々神楽 奉納200年を記念して」

和田 雅之氏(咲前神社 宮司)

期日 5月24日(日) 参加費 100円(観覧料込)  
時間 午後1時30分から3時30分 定員 50人(先着順)  
場所 ふるさと学習館 市民ギャラリー 申込方法 電話でふるさと学習館へ  
(当日受付可)



問合せ▶

安中市学習の森 ふるさと学習館  
Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623  
Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp

学習の森ふるさと学習館

入館料▶大人:100円、高校生以下:無料、団体(20人以上):80円  
時 間▶午前9時から午後5時(最終入館は4時30分)  
休館日▶火曜日(ただし5月5日は開館)、4月24日(金)、30日(木)、  
5月7日(木)、8日(金)、13日(水)、14日(木)





## 文化財を火災から守る

1月25日(日)に、新島襄旧宅で文化財防火デーに伴う消防訓練が行われました。安中消防署、安中市消防団、市女性防火クラブ、新邸地区の皆さんなどから約80人が参加し、見学者のたばこの火の不始末により、展示室から出火したとの想定に基づき訓練が行われました。また、消火器の取り扱いについても消防署職員から指導を受けました。

## いじめ防止子ども会議

1月29日(木)に、市役所<sup>1</sup>で市内の小・中学校から児童・生徒代表が集まり、いじめ防止子ども会議が開かれました。進行は中学生が務め、いじめ防止のために行ってきた実践を発表したり、市内全校で取り組める実践アイデアについて意見を交換したりするなど、子どもたちが自分たちの手でいじめをなくそうと真剣に取り組む様子が見られました。



## 市民マラソン大会

2月1日(日)にスポーツセンターを発着点とした、第40回安中市民マラソン大会が開催され、全12部門に合計470人が参加しました。各種目の優勝者は右表のとおりです。

種 目	氏 名
ファミリーの部	猿谷 亨・円(二軒在家)
小学生の部(5・6年男子)	中島 達哉(安中小)
小学生の部(5・6年女子)	佐々木彩乃(原市小)
中学生の部(1年男子)	多胡 雅貴(第二中)
中学生の部(1年女子)	小林 由芽(第一中)
中学生の部(2・3年男子)	平柳 開夢(第二中)
中学生の部(2・3年女子)	木戸 彩乃(第一中)
高校の部(高校男子)	田中 優(安総高)
高校生以上の部(女子)	笹崎 苑美(新 堀)
一般の部(40歳以上50歳未満)	山中 豊(郷 原)
一般の部(50歳以上)	日部 君雄(磯 部)
一般の部(年齢制限無し)	笹崎 慎一(新 堀)

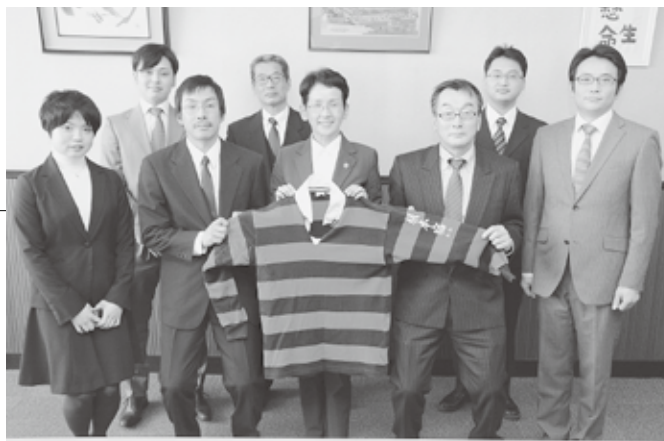
## 恵みの湯 入館者300万人

2月5日(木)に、恵みの湯の入館者が300万人に達し、高崎市から家族四世代で訪れた新山キミ子さん(83)が300万人目の入館者となりました。茂木市長から花束や記念品が贈られました。



## 上州坂本宿綱引倶楽部 全国大会へ

昨年の県綱引選手権大会で念願の初制覇を果たし、全日本大会へ出場することになった上州坂本宿綱引倶楽部が、茂木市長へ出場の報告を行いました。市長は、気合の入るメンバーらに「楽しみながら、おもいきり力を発揮してほしい」と激励しました。



## 市民綱引き大会

2月8日(日)に、松井田体育館で安中市綱引き大会が開催されました。小学生から大人までの19チーム約220人が参加し、それぞれのチームが一丸となって熱戦を繰り広げ勝利を目指しました。各種目の優勝チームは下表のとおりです。

種目	チーム名
一般男子の部	坂本
一般女子の部	西横野
小学生の部	九十九小



## スプリングフェスティバル

2月7日(土)・8日(日)に松井田文化会館(写真右上・下)で、14日(土)に安中市文化センターで(写真左上・下)スプリングフェスティバルが開催されました。ミニブーケ作りやガラス玉の一種であるとんぼ玉の作成など両会場とも趣向を凝らした体験事業が行われたり、郷土料理の試食や記念講演、八城人形城若座公演などが行われ、多くの人でにぎわいました。



◎安中市防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を電話にて確認できます。

**0800-800-3664** (無料)

●高崎市等広域消防局火災情報テレホンサービス

消防車出動に関する情報をお知らせします。

**0180-992-222** (有料)

# 市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13  
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:

<http://www.city.annaka.gunma.jp>

メールアドレス:

[kouhou@city.annaka.gunma.jp](mailto:kouhou@city.annaka.gunma.jp)

◎統一地方選挙のご案内

4月には、群馬県議会議員選挙、安中市議会議員選挙が左記のとおり予定されています。

この選挙は県議会議員・市議会議員という身近な私たちの代表を決める選挙です。貴重な一票を無駄にすることのないようにしましょう。

○群馬県議会議員選挙

投票日▼4月12日(日) 午前7時～午後6時

告示日▼4月3日(金)

○安中市議会議員選挙

投票日▼4月26日(日) 午前7時～午後6時

告示日▼4月19日(日)

各選挙の投票の有無について

各選挙の立候補の受付は告示日の午後5時までとなっておりますので、投票の有無は、その後決定されます。

期日前投票は簡単にできます

投票日に投票所に行けないときは、期日前投票制度を利用しましょう。

期日前投票ができる期間・時間

群馬県議会議員選挙

4月4日(土)～11日(土)

安中市議会議員選挙

4月20日(月)～25日(土)

各選挙とも午前8時30分～午後8時

期日前投票ができる会場

安中市役所 ㊟

※住所に関係なくどちらでも投票できます。

問合せ▼**㊟**選挙管理委員会

(☎345-3007)

◎年度替わりは

窓口が混雑します

例年、3月から4月の年度替わりの時期は、転入・転出などの住民異動の届け出が多くなり、窓口が大変混雑いたします。

そのため、待ち時間が長くなる場合がございますので、手続きの際は時間に余裕をもってお出かけください。

住民異動届出窓口

困市民課窓口係

㊟住民課市民係

なお、困市民課では、延長窓口

および休日窓口を開設してあります。住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書、その他市民課取り扱いの各種証明書の発行ができますのでご利用ください。

延長窓口(水曜日)

午後5時15分～7時

(祝日・年末年始は除く)

休日窓口(毎月第1・3日曜日)

午前8時30分～正午

問合せ▼

困市民課窓口係(☎内線1104)

㊟住民課市民係(☎内線2123)

## 募集

## 観光ボランティアガイドと一緒にやりませんか

～安中市観光ボランティアガイドの会入会者募集～

市内を訪れる観光客の皆さんに、まちの特色をはじめ、歴史・文化・景観などを案内する安中市観光ボランティアガイドの会の入会者を募集します。

ガイドを行うコースは、新島裏ヒストリート、安中城址ヒストリート、板鼻宿コースなどです。

※5月16日から6月20日までの毎週土曜日に、全6回の研修を行います。

募集期間	4月1日(水)～30日(木)
対象	観光ボランティアガイドの活動に興味がある18歳以上の人
申込方法	郵送・FAX・メールのいずれかの方法で安中市商工会にお申し込みください。 郵送：〒379-0116 安中市安中3-11-3 FAX：027-382-6792 メール：master@ansyoko.or.jp
問合せ	安中市商工会 ☎382-2828 ㊟商工観光課観光係 ☎内線2624 安中市観光協会 ☎385-6555

# 行事カレンダー

4月1日→5月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
4月			16	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	5月		
1	水		17	金		1	金	
2	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	18	土	●市民の茶席 文化センター 10:00～15:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	2	土	
3	金		19	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00	3	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00
4	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	20	月	●安中市議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	4	月	
5	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00 ●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	21	火	●安中市議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	5	火	
6	月	●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	22	水	●安中市議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	6	水	
7	火	●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	23	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●安中市議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	7	木	
8	水	●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	24	金	●安中市議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	8	金	
9	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	25	土	●ふるさと学習館春季企画展 「咲前神社太々神楽展」(～6/22) 9:00～17:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●図書読み聞かせ 文化センター 14:00～15:00 ●安中市議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	9	土	●安政遠足前夜祭 文化センター 11:00～
10	金	●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	26	日	●安中市議会議員選挙投票日 投票時間 7:00～18:00	10	日	●碓氷関所まつり ●安政遠足待マラソン大会 武家長屋前スタート 8:00～
11	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●群馬県議会議員選挙期日前投票 困・㊦ 8:30～20:00	27	月	●第4回農業委員会総会 困 11:00～	11	月	
12	日	●群馬県議会議員選挙投票日 投票時間 7:00～18:00	28	火		12	火	
13	月		29	水		13	水	
14	火		30	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	14	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
15	水					15	金	

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

## 休館のご案内

恵みの湯	4/7・21 5/7	スポーツセンター	(※は温水プールのみ休業です)
峠の湯	※当分の間休業いたします。		4/6・12・13※・20・26・27※・
鉄道文化むら	4/7・14・21・28 5/12		30 5/7・8・10・11・12
文化センター	(※は図書館のみ休館です)	学習の森	(※はふるさと学習館のみ休業です)
	4/7・14・21・28・30※		4/7・14・21・24※・28・30
	5/5・12		5/7・8・12・13・14
文化会館	4/6・13・20・27・30 5/7・11	いきいき長寿センター	4/6・12・13・20・26・
碓氷川熱帯植物園	4/7・14・21・28 5/7・12		27・30 5/4・7・8・11・12



# 相談案内

4月1日→5月15日

## 行政相談

☎ 4/2・16 5/7 9時～12時  
☎ 4/6 5/11 13時30分～16時

## 無料法律相談

☎ 4/3・17 5/1・15 13時～16時  
※要電話予約 ☎法制課 (☎内線1043)

## 人権相談

☎ 4/16 13時30分～15時30分  
☎ 4/17 5/15 13時30分～15時30分

## 家庭児童相談

電話相談・面接相談 (☎子ども課)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時  
※要電話予約 ☎子ども課 (☎382-8005)

## 健康相談

(生活習慣病・育児・栄養相談など)  
☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

## 妊婦健康相談 (母子手帳交付)

☎・☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

## 消費生活相談

消費生活センター (☎敷地内)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)

## 労働相談

☎ 第1・3火曜日 13時30分～16時  
※要電話予約 ☎商工観光課 (☎内線2621)

## 障害者相談

知的・身体障害者相談 (☎・☎)  
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385)  
月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時

## 青少年相談

電話相談・面接相談 (☎青少年センター)  
メール相談 (seishonen@city.annaka.gunma.jp)  
月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時  
※要電話予約 (☎393-4777)

## 介護相談・認知症相談

電話相談・面接相談 (☎・☎)  
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時  
※要電話予約 ☎介護高齢課 (☎内線1189)  
☎保健福祉課 (☎内線2155)

## 心配ごと相談

地域福祉支援センター (☎382-8397)  
毎週木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分  
☎ 第9会議室  
毎週月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時

## 青色申告記帳相談

安中商工会 (☎382-2828)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時  
松井田商工会館 (☎393-1411)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時

## 交通事故相談

安中交通安全協会  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時  
※要電話予約 (☎382-0211)

## 健康通信

### 平成27年度 安中市各種検診のお知らせ

今年度の結核検診と各種がん検診については5月末頃、対象者全員に受診シールを送付する予定です。これまでがん検診を受けたことがない人も、ぜひこの機会に市の検診を受けましょう。

詳細は、☎健康づくり課 (☎内線1172) までお問い合わせください。

## 本庁市民課 休日窓口開設日

4月5日・19日 5月3日  
午前8時30分～正午

### 業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

## 給水管修理当番業者 (4月1日～5月15日)

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

4 月			5 月		
1日	I・O・W	16日	C・D・R	1日	M・T・V
2日	F・P・Z	17日	E・N・W	2日	C・X・Y
3日	L・S・U	18日	H・Q・Z	3日	G・K・W
4日	B・T・V	19日	I・O・U	4日	D・R・Z
5日	J・X・Y	20日	B・F・P	5日	E・N・U
6日	A・G・K	21日	J・L・S	6日	B・H・Q
7日	D・M・R	22日	A・T・V	7日	I・J・O
8日	C・E・N	23日	M・X・Y	8日	A・F・P
9日	H・Q・W	24日	C・G・K	9日	L・M・S
10日	I・O・Z	25日	D・R・W	10日	C・T・V
11日	F・P・U	26日	E・N・Z	11日	W・X・Y
12日	B・L・S	27日	H・U・Q	12日	G・K・Z
13日	J・T・V	28日	B・I・O	13日	D・R・U
14日	A・X・Y	29日	F・J・P	14日	B・E・N
15日	G・K・M	30日	A・L・S	15日	H・J・Q

	業 者 名	TEL		業 者 名	TEL
A	今川設備	382-9433	N	(有)武美工業	382-5061
B	(有)入沢電気商会	382-1609	O	(有)田中工作所	385-4126
C	碓氷設備(有)	381-2730	P	(株)半田組	385-8374
D	(有)内堀設備工事	393-0157	Q	(有)福美商事	381-0293
E	(有)金子屋商店	393-0332	R	(有)松本住設	385-6278
F	(有)黒須設備工業	381-1148	S	(株)茂木設備	381-6616
G	群栄工業(株)	393-1012	T	(有)山田タイル工業	381-0075
H	児玉工業(有)	393-3118	U	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I	(有)佐藤商店	395-2323	V	(株)ユタカ	385-7647
J	佐藤燃料(株)	381-1111	W	オオカワラ住器	382-1987
K	(有)渋谷設備	381-1262	X	反町備工	384-2058
L	(有)ジーワイ燃設	382-2891	Y	第一設備工業(有)	385-8769
M	(有)須藤工業	381-2322	Z	(株)フェニックス	382-5262

あなたの作品、お待ちしております

# 第41回安政遠足写真コンテストのおしらせ



日本マラソン発祥の地安中市で行われる、ユニークで楽しい侍マラソンの写真コンテストを行います。安中城址（武家長屋）を出発し、くつろぎの郷をゴールとする関所坂本宿コースと、熊野神社をゴールとする峠コースがあり、29キロメートルにもおよぶシャッターチャンスがあります。どうぞ奮ってご応募ください。

**写真コンテストの対象** 安政遠足前夜祭全般の写真（5月9日(土)午前11時から文化センターなどを会場）  
安政遠足（5月10日(日)午前8時に文化センターを出発する全コースの写真）

**応募サイズ(印画紙指定)** 4ツ切サイズの印画紙とし、4ツ切サイズの銀塩(手焼き・ダイレクト・デジタルプリント)に限ります。※プリンター出力紙、またはワイド4ツ切プリントは不可。

**締め切り** 6月26日(金)(当日消印有効)

**応募先** フジカラープロフォトセンター 〒370-0851 高崎市上中居町482 または取扱店  
安中市スポーツセンター内 体育課 〒379-0116 安中市安中1531-1

**審査** フジカラープロフォトセンター・安政遠足前夜祭実行委員会(写真部会)

**賞**  
優勝 1人 賞金 30,000円 賞状  
準優勝 2人 賞金 10,000円 賞状  
第3位 3人 賞金 5,000円 賞状  
入選 5人 賞金 3,000円 賞状  
佳作 10人 賞金 2,000円 賞状

こちらの応募票に記入し、  
作品の裏に貼付してください。

**第41回  
安政遠足(侍マラソン)写真コンテスト**

画題	
住所	男 ☎ 女 ☎
ふりがな 氏名	職業
取扱店	

- 応募規定**
- ①応募枚数に制限はありません。
  - ②応募作品には必ず、応募票を貼付（セロテープ貼り不可）し、必要事項の記入をお願いします。
  - ③入賞作品の使用権は主催者側に属します。
  - ④入賞通知を受けた人は、必ずネガおよびリバーサル提出をお願いします。デジタルカメラの人はCDにコピーしてください。画像データの解像度は四つ切サイズで300dpi以上でJPEGファイルをお願いします。
  - ⑤応募作品は未発表のものに限ります。
  - ⑥落選作品の返却は応募先からとなります。返却希望の方は、返却用封筒に切手を貼り、同封してください。なお、入賞作品は返却しません。

**駐車場** 安中市文化センターおよびその周辺には駐車場がありません。車での来場はご遠慮ください。

**発表** 平成27年8月下旬 入賞者は直接通知します。

**展示** 困および☎のロビー、翌年度の前夜祭会場。また市ホームページに掲載します。

**主催** 安政遠足前夜祭実行委員会 安政遠足保存会 安中市教育委員会

**後援** 群馬県写真材料商組合 (株)フジカラープロフォトセンター群馬営業所

問合せ▶フジカラープロフォトセンター (☎327-5882)

## 機構改革に伴う係などの変更について INFORMATION

4月1日(水)から、下表のとおり変更します。

3月31日まで	→	4月1日から
安全安心課(危機管理室)生活安全係	→	安全安心課(危機管理室)危機管理係
クリーンセンター管理係	→	クリーンセンター庶務係
	→	クリーンセンター管理係
子ども課保育助成係	→	子ども課幼児教育保育係
子ども課松井田第一保育園	→	子ども課まついだ保育園
子ども課松井田第二保育園		

**皆さんの声をお待ちしております**

市役所困、☎、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。



**人口と世帯**

	日本人住民		外国人住民		
	男	女	男	女	
安中地域	22,754	23,347	141	220	合計 60,968人 世帯数 24,492 (平成27年2月末日現在)
松井田地域	7,011	7,408	35	52	
合計	29,765	30,755	176	272	



# 平成27年度市税等納期限一覧表

納期限	市 税				(介 護 保 険 料 ) (普 通 徴 収)	(医 療 保 険 料 ) (普 通 徴 収)	後 期 高 齢 者	国民年金保険料 ※1…1年前納 ※2…6カ月前納 ※3…2年前納
	都 市 計 画 税	固 定 資 産 税	軽 自 動 車 税	(普 通 徴 収) 市 県 民 税				
平成 27 年	4月30日(木)							※1…27年4月分～28年3月分 ※2…27年4月分～27年9月分 ※3…27年4月分～29年3月分
	6月1日(月)	1期	全期					27年4月分
	6月30日(火)			1期				27年5月分
	7月31日(金)	2期			1期	1期	1期	27年6月分
	8月31日(月)			2期	2期	2期	2期	27年7月分
	9月30日(水)	3期			3期	3期	3期	27年8月分
	11月2日(月)							※2…27年10月分～28年3月分
	11月2日(月)			3期	4期	4期	4期	27年9月分
	11月30日(月)	4期			5期	5期	5期	27年10月分
	12月25日(金)			4期	6期	6期	6期	
平成 28 年	1月4日(月)							27年11月分
	2月1日(月)				7期	7期	7期	27年12月分
	2月29日(月)				8期	8期	8期	28年1月分
	3月31日(木)							28年2月分
	5月2日(月)							28年3月分

※口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします。

※公的年金からの天引き（特別徴収）に該当している人は年金支給時に差し引かれます。

- ◎市税・介護保険料・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料について
  - ・納期限内に必ず納付されますようお願いいたします。
  - ・口座振替もご利用ください。
  - ・不明な点がありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

◎市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、次の場所で納めることができます。

市役所本庁、松井田支所、群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、群馬県信用組合、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局（関東地方および山梨県所在で納期限内に限る）

※市税のみ主なコンビニエンスストア（バーコード付納付書のみ）も可

◎国民年金保険料は、全国の主な金融機関とコンビニエンスストア（一部店舗を除く）で納められます。そのほか、クレジットカードでもお支払いができます。

◎次のようなときは国民健康保険に関する届出をお願いします。

- ・国民健康保険に加入していた人が勤め先の健康保険に加入したとき
- ・退職などにより勤め先の健康保険をやめたとき
- ・家族が転居や転出をしたとき

## 安中市役所 ☎382-1111

本庁舎

松井田庁舎

市 県 民 税	…… 税務課市民税係（内線1064）	住民課税務保険係（内線2162）
固 定 資 産 税	…… 税務課固定資産税係（内線1070）	住民課税務保険係（内線2162）
都 市 計 画 税	…… 税務課固定資産税係（内線1070）	住民課税務保険係（内線2162）
軽 自 動 車 税	…… 税務課諸税証明係（内線1063）	住民課税務保険係（内線2162）
国 民 健 康 保 険 税	…… 税務課諸税証明係（内線1062）	住民課税務保険係（内線2162）
納 税 に つ い て	…… 収納課収納整理係（内線1084）	住民課税務保険係（内線2161）
国 民 年 金 保 険 料	…… 国保年金課医療年金係（内線1117）	住民課税務保険係（内線2160）
介 護 保 険 料	…… 介護高齢課介護保険係（内線1187）	保健福祉課健康介護係（内線2151）
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	…… 国保年金課医療年金係（内線1119）	住民課税務保険係（内線2122）